珠洲市行財政改革大綱

平成17年10月策定

珠洲市行政改革推進本部

目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・ 1
行財政改革の必要性と基本的考え方 ・・・・・・・・・・ 2
1 本市財政の現状
2 今後の財政見通し
3 行財政改革を断行すべき必要性
4 行財政改革の基本方向
5 行財政改革の特徴
6 計画期間
7 改革の推進体制
アクションプラン(具体的取り組み) ・・・・・・・・・・ 4
1 財政構造の根本的な改善
(1) 歳入の確保
(2) 歳出の削減
(3) 市民にわかりやすい情報提供
2 行政のスリム化による新しい行政システムの整備
(1) 行政と民間との役割分担の見直し
(2) 市催行事の見直し
(3) 組織機構改革
(4) マネジメントシステムの改革
(5) 電子自治体の推進
(6) 市出資法人の改革
(7) 関連団体の見直し
3 中長期的な税収の確保
別 表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

はじめに

本市においては、これまで数次にわたる行政改革の実施により、事務事業の 見直しや組織機構改革に取り組んできました。

しかしながら、三位一体の改革が進められる中で、従来からの地方交付税制度や 補助金制度が見直され、依存財源に多くを頼る本市にとっては極めて厳しい財政 状況を強いられることとなりました。

加えて、それに代わる税源が見い出しにくい本市においては、過疎化の進行と 景気の低迷が拍車をかけていることと相まり、自主財源となる収入は大幅に減少 しています。

このように、国の構造改革や財政状況に左右されやすい歳入構造が本市の財政 運営を不安定にしています。

このことから、本市においても行財政運営の抜本的な改善を図るため、今年4月に行財政改革推進室を設置し、150項目について見直しを検討してきたところであり、本市が真に自立して行くためには、この行財政改革を確実に実行する必要があります。特に財政構造の改革は喫緊の課題であり、ただちに着手しなければならないのは言うまでもありません。

また、中長期的視点にたち公共サービスの一部においても市民と協働して担うという認識のもと、企業などの多様な主体がサービスを提供できる仕組みを整えながら、組織機構のスリム化をはかることが大切であります。

何れにしても最も重要なことは、この大綱における改革を確実に実践していくことであり、危機意識と改革意欲を持って取り組み、市民と共にこの厳しい難局を乗り越え、次世代を担う子ども達のためにも、本市の未来を切り開いて行く決意であります。

平成17年10月27日

珠洲市行政改革推進本部長 珠洲市長 貝 藏 治

行財政改革の必要性と基本的考え方

1 本市財政の現状

(1)経済状況の悪化と税収の低迷

本市の市税収入は、平成15年度普通会計決算において1,717百万円であり、 平成11年度の2,014百万円に比べ大幅に減少している。これは、景気の低迷に 加え少子高齢化といった過疎地域特有の労働人口の減少事情が拍車をかけて いる。

(2)国への依存度が高い歳入構造

本市の歳入構造は、平成15年度普通会計決算において市税をはじめとした自主財源比率は21.9%であり、地方交付税をはじめとした依存財源比率は78.1%となっている。平成17年度においてもこのような依存財源による体質に変化はなく、平成16年度から始まった三位一体の改革の影響が大きく、国の政策や財政状況に左右されやすい本市の歳入構造が財政運営を不安定にしている。

(3)硬直化が進む財政

人件費、扶助費、公債費といった義務的経費は年々増加しており、平成15年度 普通会計決算において歳出総額の45.1%を占めている。

また、平成15年度末の普通会計市債残高は約148億円となっている。

2 今後の財政見通し

人件費等の義務的経費は漸減傾向に移るとはいえ、地域経済の先行きは依然 不透明であり、今後とも市税を中心とする歳入の減少と地方交付税の削減が 確実なことから、今後5年間の財政収支において大幅な財源不足が見込まれて いる。

3 行財政改革を断行すべき必要性

国と地方をめぐる行財政の仕組みが変革される中、本市も大きな影響を受けており、今後多額の財政収支ギャップが見込まれ、平成18年度以降は財政調整基金も枯渇し危機的な財政状況となる。

ここで思い切った財政構造の転換を図らなければ、平成20年度には財政再建団体への転落も懸念され、これまで以上に厳しく極めて困難な財政運営を余儀なくされる。

こうした、危機的な財政環境のもと、住民ニーズに的確に応えていくためには、 今後5年間で財政構造の根本的な改善策を講じるとともに、徹底した改革により 新しい行政システムを再構築し、中長期的な税収を増加させる方策を同時並行で 展開することが、喫緊の最重要課題である。

4 行財政改革の基本方向

(1)財政構造の根本的な改善

今後、5年間に根本的な改善策を実施し、財政収支ギャップを圧縮すると ともに、市債に過度に依存しない財政構造を構築する。

このため、分野ごとに数値目標を設定し、選択と集中、費用対効果の観点から徹底した歳出削減を行うとともに、税負担の公平化、受益者負担の 適正化等の観点に立った歳入確保策を講じる。

(2)行政のスリム化による新しい行政システムの整備

内部の組織や仕事の進め方の簡素・効率化を図り「新しい行政システム」を 整備する。

(3)中長期的な税収の確保

財政構造の根本的な改善策を進める一方で、引き続き産業の育成や支援に努めるとともに、市外から人や企業を呼び込むことにより、市の活力の維持向上を図り、中長期的な税収を増加させることが必要である。このため、企業誘致など民間投資を呼び起こす施策を進める。

5 行財政改革の特徴

(1)目標の数値化と行程の明確化

可能な限り改革目標の数値化を行うとともに、財政収支ギャップの圧縮に向けての具体的目標額を設定することにより、迅速性と実効性のある計画とする。

(2)将来を見据えた改革

当面の改善策とともに、民間主導の経済活性化の推進など、中長期的な対策も盛り込み、将来にわたり活力あふれる魅力的な市となるための改革に取り組む。

6 計画期間

平成17年度から平成21年度までの5年間とする。毎年度大綱に沿った改革項目の実施計画を作成する。

7 改革の推進体制

行財政改革の確実な推進を図るため、行政改革推進本部若しくは行政事務 検討会議等を適宜開催し、新たな課題に対応すると共に、庁内プロジェクト チームを編成して改革の進捗管理を行う。

アクションプラン(具体的取り組み)

1 財政構造の根本的な改善

(1)歳入の確保

市税等収入の確保

市税等の徴収率向上、滞納額の圧縮を図る。(市民税、固定資産税、上下 水道料金、住宅家賃等)

受益者負担の適正化

社会的弱者に配慮しつつ、コストに見合った適正な使用料・手数料水準へ 受益の度合いに応じた見直しを行う。

市有財産(土地・建物)の処分と活用

- ア 未利用地のうち、将来的にも利活用予定のない財産の売却を進める。
- イ 空き施設の有効活用を進める。

資金運用

基金の有利な運用手段等を検討・実施する。

その他

広告収入を検討する。

(2) 歳出の削減

人件費

- ア 今後5年間で80名の職員の削減を行うことに加え、なお一層の定数削減を実施する。
- イ 給料・手当の適正化を図る。
- ウ 審議会等の整理合理化と委員報酬の見直しを図る。
- エ 議員報酬等の見直しを図る。

投資的経費

- ア 公共事業の重点化を推進し、事業費総額の抑制を図る。
- イ 公共工事のコスト縮減を図り、良質で安価な社会資本整備を行う。
- ウ 事業実施にいたる経緯の透明性確保を図る。

補助金・負担金

- ア 団体運営補助金は、原則廃止の方向で見直す。
- イ 各種負担金の支払いや協議会加入を抑制する。

公の施設管理

- ア 施設の必要性と管理体制を見直し、閉鎖、移管、再編に向けた調整を進める。
- イ 直営施設の管理運営経費の削減を図る。
- ウ 指定管理者制度の積極的な導入を図る。
- エ 地域密着型施設の地元払い下げを推進する。
- オ アドプト 3制度の活用を図る。
- カ 公共借地と市有地の交換を進める。

市出資法人

市の出資法人の自立化(民間企業に対抗しうるサービス向上及び低コストの実現)を促し、財政支出の削減を図る。

- OA関連経費
- OA関連経費の削減を図る。(ライフサイクルコスト ¹を考慮した調達の 実施)

庁舎管理経費

庁舎維持管理経費の削減を図る。

繰出金

他会計への繰出金の削減を図る。

民間委託

事務事業全般にわたり民間委託の推進を検討する。

その他

- 一般事務経費を削減する。
- (3) 市民にわかりやすい情報提供
 - ア 外郭団体を含めた市全体の財政状況を公表するなど、市財政の一層の 透明化を図る。
 - イ 住民への説明責任を果たし、公正の確保と透明性の向上を図る。

2 行政のスリム化による新しい行政システムの整備

(1) 行政と民間との役割分担の見直し

ア 施設整備等において、民間活力を利用した低コスト手法の導入を図る。

イ 地域に密着した公共施設の地域管理を推進する。

(2) 市催行事の見直し

地域の活性化に寄与するイベントの整理を行ない、地域住民と一体となった運営を図る。

(3) 組織機構改革

ア 適正な組織改編と人員配置を積極的かつ計画的に進め、責任を持って機動的に対応できる体制を整備するため、組織の統合再編を進める。

イ 市民サービスの向上を図るとともに、的確かつスピーディーな意思決定 を行うための体制づくりを進める。

(4) マネジメントシステムの改革

目的志向と成果重視への行政システムの転換

第 5 次珠洲市総合計画に基づく行政評価制度を導入し、評価結果を予算配分などに結びつけるマネジメントサイクルを確立する。

地方分権型社会に対応できる人材育成

- ア 職員の能力や仕事の成果をより的確に反映できる人事評価制度への 見直しを行う。
- イ 新たな人材育成基本方針を策定し、政策形成能力・経営能力等の向上や 職員の改革改善への意識改革を図る。
- ウ 任期付職員の採用などにより、民間の人材の有効活用を進める。

(5) 電子自治体の推進

- ア 申請・届出等の手続の電子化を推進し、事務の効率化と申請者の利便性の向上を図る。
- イ 電子入札を導入し、入札事務の効率化及び入札の公平性・透明性の向上 を図る。
- (6) 市出資法人の改革

法人の自主性・自立性を高めていくために、市の役割を見直す。

(7) 関連団体の見直し

自治体規模、人口規模に応じた関連組織の再編を行う。

3 中長期的な税収の確保

厳しい財政状況のもと、従来型の社会資本整備を中心とした活性化策から、今後は、産業の育成支援、企業誘致などにより民間投資を呼び起こし、雇用を創出する施策へと転換を図る。

当面取り組むべき重点項目と目標額

1 財政構造の根本的な改善

(1) 歳入の確保

市税等収入の確保 (単位:百万円)

市和	市税等の徴収率向上、滞納額の圧縮を図る。(市民税、固定資産税、上下水道料金、住宅家賃等)											
			17	18	19	20	21	計				
1	滞納額圧縮	・徴収体制を全課の協力により確立する。		10	10	10	10	40				
2	上下水道料金の徴収率向 上	・滞納者に対する督促と対処を厳正に行う。		実施								
3	滞納者への処分の強化 と、各種サービスの制限	・負担の公平性と滞納者の発生を抑制するため督促を強化する。 ・税の滞納者の情報を共有し、サービスの制限や優遇措置の解消も検討する。		強化								
4	国営農地分担金の徴収	・滞納者の解消を図る。			3	3	4	10				
5	水洗化率の向上による下 水道使用料金の増収	・目標水洗化率を80%とする。(平成21年度まで4% ずつアップ)		5	10	15	20	50				
6	加入数の増加による水道 料金の増収	・井戸水の水質検査を行ない、衛生面の点から加入促進 を啓発する。(平成18年度) ・未加入率を半分にする。(平成21年度までに普及率 上水97%、簡水96%目標。)		(7)	(7)	(7)	(7)	(28)				

(削減額欄のカッコ書きは一般会計以外での削減)

受益者負担の適正化

社: う。	社会的弱者に配慮しつつ、コストに見合った適正な使用料・手数料水準へ受益の度合いに応じた見直しを行 う。								
			17	18	19	20	21	羋	
1	検診等の自己負担金の見 直し(所得制限、自己負 担割合等)	・検診の自己負担は17年度から2割負担とし、平成19年度からは3割負担の実施について検討する。 ・国民健康保険被保険者の人間ドックの自己負担を平成18年度から1割負担とし、その後、段階的に2割負担とする。	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(7)	
2	受益者事業負担割合の制度化・公平化	・負担区分などを明確に設定し、地域内の道路水路に関 しては地元負担金を徴収する方向で条例などの根拠を 整備する。	条例 整備	実施					
3	新たな料金設定を含む料 金の見直し	・全ての料金について見直しを図る。 ・条例の整備を図る。減免措置を原則認めない。	見直	20	20	20	20	80	

市有財産(土地・建物)の処分と活用

ア	未利用地のうち、将来	K的にも利活用予定のない財産の売却を進める。						
			17	18	19	20	21	計
1	土地開発公社解散の検討	・所有地の売却終了後、事業を休止する。				休止		
2	土地開発基金の処分	・基金が保有する土地を処分し、基金を廃止する。		35				35
3	遊休資産の売却	・売却の公告について、広報だけでなく現地に立て看板を設置するなどの手段も講じる。・市民に限らず、Uターン予定者、市民以外の人も購入可能とする。・貸付けについても検討する。・予定価格を公表し、入札しやすいようにする。	1	1	1	1	1	5

1	空き施設の有効活用を	進める。						
			17	18	19	20	21	計
1	空き校舎、余裕教室の活 用	・空き校舎については、地域での利用や企業の利用にも 貸し出しの対象とし、利活用を可能にする。 ・市の相談・申し込み窓口を企画振興課にまとめ、条件 等についての資料などを整理しておく。	検討	実施				
2	空き施設の利用	・公共用の代替え施設として活用し、その建設費を削減する。 ・利用しづらい施設は、管理費の発生を抑制するため利用しない。	検討	実施				

資金運用

基金	金の有利な運用手段等を	検討・実施する。						
			17	18	19	20	21	計
1	地域振興基金の運用	・基金を、市に金融機関と同等な利率で貸し出すことを 検討する。 ・企業会計の留保資金についても同様のことを検討す		検討				

その他

広告収入を検討する。						
	17	18	19	20	21	計
1 ホームページ・広報・封 ・広告掲載の基準を作成し、募集を行う。 筒に有料広告の掲載	基準 作成					

(2) 歳出の削減

人件費

ア	今後5年間で80名の職	銭員の削減を行うことに加え、なお一層の定数削減を	実施	する。				
			17	18	19	20	21	計
1	早期退職者の募集	・新陳代謝を促進するための勧奨退職者の募集を徹底する。		実施				
2	新規採用職員の抑制	・平成18年度から、最低3年間は採用しない。(病院は除く) ・部署によっては、業務の外部委託や臨時職員での対応を優先する。 ・正規職員を配置すべき部門には3年後から最小限の採用を行う。		実施				
3	嘱託職員の雇用形態見直 し	・嘱託職員制度を見直し、原則臨時雇用とする。		実施				
4	業務の外部委託	・まず、雇用人数削減を図る。その上で必要な人員については、経費と人事管理の両面から適当な雇用形態を採用する。 ・試験的導入部署の選定を行う。(平成18年度)・総務課の人事ヒアリングにおいて個別に対応する。(平成18年度)		実施				

1	給料・手当の適正化を	·図る。						
			17	18	19	20	21	計
1	退職時の特別昇給の廃止	・平成18年度から実施。		3	3	3	3	12
2	三役と教育長の給料削減	・三役と教育長の給料を3年間減額する。		5	5	5		15
3	各種職員手当の見直し	・時間外勤務手当については、例外執行の業務内容を厳密に精査し、平常業務の延長は認めない。また月30時間の制限導入を実施する。(平成18年度)・管理職手当について総額で50%削減を5年間実施する。・特殊勤務手当については、本来の平常業務に関するものは廃止。少額手当は廃止する。(平成18年度)・休日の宿直体制を検討する。(平成18年度)・期末勤勉手当については3年間、削減を実施する。・退職手当の支給率引き下げについて、検討する。(平成18年度対象者から)	27	62	62	27	27	205
4	退職金の企業会計からの 支払い	・勤続年数が最長の会計での一括支給か分割支給を検討 する。		検討				
5	繁忙期の職員配置方法の 検討	・課室の統合を推進すると共に、課内の職員の職務分担を柔軟に行う。		実施				
6	5 5 歳定期昇給停止の見 直し	・給与制度の見直しや級割の変更後、昇格の仕方につい て検討する。		検討	実施			
7	昇給運用の改善	・今後は昇格の資格を試験制度に置き換える。		実施				
8	技能労務職の民間同種職 との比較	・一般職にならった扱いとする。	継続					
9	特別職の退職手当の削減	・三役、教育長全て類似団体並に改定する。 ・次期任期者から更に見直しを検討する。		実施				

ウ	審議会等の整理合理化	と委員報酬の見直しを図る。						
			17	18	19	20	21	計
1		・審議会等については、設置・報酬について例規を整備する。(平成17年度) ・条例化されていない委員会などは原則、無報酬とする。 ただし、どうしても必要な委員報酬・報償については、 根拠を整備する。(平成17年度) ・報酬・報償の金額については別途基準を設定する。 (平成17年度)		10	10	10	10	40

I	議員報酬等の見直しを	図る。						
			17	18	19	20	21	計
1	議員報酬の類似団体との 調整	・職員給与の動向(地域給与導入)や類似団体の報酬額 を参考に、自主的な改革を行政改革特別委員会に望	協議					
2	議員定数の見直し	・平成19年度に実施し、その後さらに、行政改革特別 委員会における自主的な協議に委ねる。				協議		
3	議員の日額費用弁償の見 直し	・行政改革特別委員会における自主的な協議に委ねる。	協議					

投資的経費

ア	公共事業の重点化を推	進し、事業費総額の抑制を図る。						
			17	18	19	20	21	計
1	施設のライフサイクルコ スト ¹ を加味した事業 実施判断	・企画振興課、財政課が事業採択時に必要性はもとより ランニングコスト ² やソフト面の支出に関するものを 含め検討し、決定する。決定に至る経過や資料を記録 に残し、事業実施担当課に引き継ぐ。	実施					
2	公共施設の新設・増設抑 制	・新たな施設が必要な場合は、近在の既設施設利用を基本とする。その場合の改修は、必要最小限とする。	実施					
3	新発債抑制等による公債 費対策	・起債は過疎債など有利なものに限定する。(平成18年度以降) ・公債費比率は14%以下になるように制限する。(平成21年度)		実施				

1	公共工事のコスト縮減	を図り、良質で安価な社会資本整備を行う。						
			17	18	19	20	21	計
1	生活排水処理整備計画の 再検討	・整備計画を再検討し、公共下水道整備と浄化槽市町村 整備推進事業との費用対効果を十分検討し、安価な手 法で早期整備を図る。水洗化率の向上とリンクさせ整 備する。	検討	実施				
2	公共工事コスト縮減計画 策定	・地域の実情にあった独自のコスト縮減計画を策定する。		3	3	3	3	12
3	委託業務経費の削減	・基準のないものは独自の積算基準を構築する。 ・業務内容において、自前で出来るものは委託から外 し、 経費削減を図る。		115	115	115	115	460

ゥ	事業実施にいたる経緯の透明性確保を図る。						
		17	18	19	20	21	計
1	公共事業の必要性と効果 ・事業提案時の担当部署の説明資料を公開する。 を十分に説明し理解を得 る		実施				

補助金・負担金

ア	団体運営補助金は、原則廃止の方向で見直す。						
		17	18	19	20	21	計
1	補助金の抜本的な見直し ・平成17年度中に作成する「補助金交付審査マニュアル(仮称)」に基づき、補助金を4つに分類し、審査を行ったうえで交付決定を行う。	実行	22	33	44	55	154

1	各種負担金の支払いや	協議会加入を抑制する。						
			17	18	19	20	21	計
1	協議会の加入見直しと負担金の適正執行	・協議会加入の必要性を再確認するとともに、負担額についても検討する。 ・毎年度事務事業検討委員会(仮称)を開催し、負担金等を見直す。 ・近隣自治体などで構成する協議会に関しては、市長会や助役会などの機会を活用し検討する。 ・担当者レベルで様々な機会を捉え見直しについて協議する。	見直	8	8	8	8	32

公の施設管理

ア	施設の必要性と管理体	制を見直し、閉鎖、移管、再編に向けた調整を進め	る。					
			17	18	19	20	21	計
1	全ての施設について存続 か閉鎖を検証し、存続す べきものについては管理 の在り方を検討	・存続の必要性が少ないものは閉鎖する。 ・存続させるものについては運営を見直す。 ・直営、指定管理者、地元払い下げ、アドプト ³ に分 け、実施年度を決定する。(平成17年度検討)	検討					
2	宿舎、塩田施設の管理	・指定管理者を導入したのち、平成21年度を目処に将来の維持管理を考慮し、売却を検討する。		検討			実施	

1	直営施設の管理運営経費の削減を図る。						
		17	18	19	20	21	計
1	施設管理委託業務経費積 ・指定管理者制度の導入により解決するが、管理者との 算の見直し、委託先の変 契約においても人件費ベースでの費用算出をしない。 更検討 ・デイサービスセンターは無償で払い下げる方向で検討 する。(国の通知:売却金をもらう場合は補助金返還		実施				

ゥ	指定管理者制度の積極	動的な導入を図る。						
			17	18	19	20	21	計
1	施設管理の見直し	・早期に直営か指定管理者制度導入かを決定する。(平成 17年度) ・指定管理者制度を導入するものは、選定段階において 経費削減を図る。(平成18年度)	検討	実施				

エ 地域密着型施設の地元払い下げを推進する。						
	17	18	19	20	21	計
1地域密着型施設の地元払・地元への払い下げを進めることを第一い下げの取扱いについても払い下げを優先して		実施				

オ	アドプト ³ 制度の活用を 図る。						
		17	18	19	20	21	計
1	地域密着施設の自主管理 ・地元が必要とする施設については、地元が行う日常管理の部分と市が責任を持つ修繕区分について協議の ト.		実施				
	地元主体で維持する。できないものは整理・撤去を進						

カ	公共借地と市有地の交換を進める。						
		17	18	19	20	21	計
1	公共借地と市有地の交換 ・借地の返還を実行する(東若山小跡地、狼煙駐車場の一部、飯田港)。 ・市有地との交換を考える(消防団分団、緑丘中)。 ・必要なもので長期的に買い取りの方が有利なら買収する。		実施				

市出資法人

	市の出資法人の自立化(民間企業に対抗しうるサービス向上及び低コストの実現)を促し、財政支出の削減を図る。									
		17	18	19	20	21	計			
1	事業内容による適正委託 ・業務内容による委託費積算にシステムを変換する。この趣旨に添って積算を行う。		実施							
2	自立化に向けた適正料金 ・行政がサービスとして提供する(不足額を補填する)部 設定 分と、市民が負担すべき部分を分け、使用料を見直し 施設毎に自立出来るような料金を設定する。		実施							

OA関連経費

O A 関連経費の削減を図る。(ライフサイクルコスト ¹ を考慮した調達の実施)						
		17	18	19	20	21	羋
ー・管理の集中 ・電! にない にない ・ で! ・ で! ・ で! ・ で! ・ で! ・ じ! ・ じ! ・ じ!	課での購入を廃止する。(平成18年度) 算室で機材の選定及び修理を行い、備品管理を厳重 行う。(平成18年度) ースを廃止する。(平成17年度) 在ある機材の集中管理を実施する。(平成17年度)		3	3	3	3	12

庁舎管理経費

庁	舎維持管理経費の削減を	図る。						
			17	18	19	20	21	計
1	市役所庁舎及び周辺施設 の管理見直し	・すず市民交流センターは、課室の再編後、不要となったときに、県との契約を見直す。(平成19年度) ・産業センターは、積極的にスペースを貸し出し、有効に活用する。(平成17年度) ・福祉センターは取り壊し、土地を有効に活用する。 (平成21年度以降) ・勤労者センターは払い下げを検討する。(平成20年度)			4	4	4	12
2	設備機材の保守点検費削 減	・大規模修繕・故障と日頃の点検経費の比較により実施する。		実施				
3	日常管理費の削減	・庁舎等の日常管理は職員で実施する。分担割り振りは総務課で計画する。・ワックス掛けなど職員で出来ないことは、委託するが頻度を見直す。・用品リースは廃止する。	3	3	3	3	3	15

繰出金

他:	会計への繰出金の削減を	型る。						
			17	18	19	20	21	計
1	繰出金の圧縮	・上水道の基準外繰出については停止する。 (平成17年度) ・下水道会計への繰出を削減する。 (平成18年度)	14	14	14	14	14	70

民間委託

事	务事業全般にわたり民間							
			17	18	19	20	21	計
1	学校・保育所・病院給食 の民間委託	・保育所給食は、少数多品種なため経験が必要であるが、 民間委託や人材派遣を検討する。 ・学校給食は、統合による経費削減を優先するが、緑丘 中学校での調理・配送を検討する。		検討				
2	公用車の管理委託	・当面は集中管理を徹底し、公用車の削減に努める。 ・市長車については運転業務を含めて検討する。		検討				
3	福祉バス・スクールバス の完全民間委託	・バスの購入は、補助制度の有無などによりトータルコストで有利な方法を採用する。(市で購入することもある)・運行については、バス事業者など最少の経費となるところへ委託する。		検討				

その他

			17	18	19	20	21	計
1	一括管理体制の構築	・総務課、財政課、会計課で手法を決定し、一括管理体制を構築する。	5	15	15	15	15	65
2	配布文書の削減	・データ配布は電子回覧板を活用する。 ・市役所内の案内文書を全て廃止する。(消耗品削減に 含む)	実施					
3	市民保険の一元化	・監理課において、市民に関する保険を一元化し、全市 民をカバーする。		1	1	1	1	4
4	公用車のグレード見直し	・現在実施中の一括管理試行の結果により、監理課で決 定する。	検討	実施				
	旅費・日当・職階制の見 直し(費用弁償含む)	・日当、食卓料については廃止する(条例改正)。 ・県内出張にかかる通行料は、原則、通行券で支給する。 ・県外旅費、宿泊費については職階制を廃止する。 ・航空、鉄道運賃及び宿泊費は精算を義務付ける。 ・都内移動交通費などは積算して支払う。	7	14	14	14	14	63
6	交際費削減	・市長交際費の予算は一本にまとめる。 ・交際費支出基準を統一し、削減する。		3	3	3	3	12
7	除雪基準の見直し	・車の機能向上により、除雪基準を緩和する。 ・路線を重要度により分類し、個別の基準を設ける。	実施					
8	消防団行事の見直し	・出初め式は精神的な団結を確認する場であり、また、 操法大会は技術習熟のため必要である。ただし、実施 においては必要最小限の経費とし、運営は極力団の自 主性に任せることとする。 ・グラウンドゴルフ大会は、団の行事とする。		3	3	3	3	12
9	表彰経費の見直し	・別途定める金額基準により選定する。 ・感謝状には記念品を付けない。 (報償費において削減 済)		実施				
10	市町村行政サービスセンター、郵便局窓口の見直 し	・利用件数の推移を見ながら、リースが切れる平成20年度に見直す。 ・行政サービスセンターは、今後件数が伸びなければ、 関係市町と廃止も視野に入れた協議を行う。(平成18年度以降)				見直		
11	投票所、看板設置箇所の 見直し	・掲示板の設置箇所は、市議会議員選挙に合わせて削減 を検討する。 ・投票時間は、季節等の事情を勘案し短縮を検討する。 ・事務従事者のうち、連絡員は配置しない。(平成17年度) ・市の選挙の場合の従事者日当を見直す。(平成18年度)			2	2		4
12	検針作業の見直し	・平成18年度から、隔月検針を実施する。(繰出金において削減済)		実施				
13	起案用紙等の印刷物廃止	・実施する。(消耗品削減に含む)		実施				
	1	<u> </u>						

(3) 市民にわかりやすい情報提供

ア	外郭団体を含めた市全	☆ 体の財政状況を公表するなど、市財政の一層の透明	化を	図る。				
			17	18	19	20	21	計
1	補助金及び団体運営補助 金の公表	・一覧表を作成し、速やかに公表する。 ・課毎ではなく、総務課で集約する。		実施				
2	入札結果の公表	・250万円以上の工事・委託入札結果をホームページ 及び広報に掲載する。		実施				
3	一般・企業・特別会計、 外郭団体の経営状況公表	・一般会計、企業会計、特別会計、外郭団体の経営状況 を市民に分かりやすく広報、ホームページに掲載す る。		実施				
4	類似団体との比較の公表	・人口や面積規模の類似する団体の財政と比較したうえで、本市の特色を説明して市民の理解を得る。(2年前のデータしか提供できない)		実施				
5	交際費の公表	・あらましを公表する。		実施				

1	住民への説明責任を集	たし、公正の確保と透明性の向上を図る。						
			17	18	19	20	21	計
1	随時市民の意見を反映さ せる仕組みの構築	・電子会議室の開設も検討する。市民から意見を取り入 れるだけではなく、こちらからの情報も提供する。		実施				
2	情報公開条例・行政手続 条例の制定、パブリック コメント ⁴ 手続制度の 設置と活用	・パブリックコメント ⁴ を集めるため、委員会やシンポジューム、出前講座などの発言機会を積極的に設定していく。		実施				
3	外部監査制度の活用と、 議会や監査委員の強化	・現在の監査機能を充実させる。法や制度に則った適正 な予算執行が成されているかについて、総点検を行	実施					
4	パブリックインボルブメ ント ⁵ (P I) 制度の 導入	・特に制度として整備はしない。第5次総合計画策定に おける市民委員の意見をこれとする。 ・その後の追加の事業計画については、個別に意見を聞 く機会を設ける。		実施				
5	行政サービスコストの開 示	・市民に感覚的に分りやすい数字や手法で、積極的に公 表していく。	実施					
6	各種会議、委員会、協議 会の公開	・要綱には明記しなくても担当課長判断で基本的に傍聴 できるようにする。会議・行事予定等は前もって公表 する。	実施					

2 行政のスリム化による新しい行政システムの整備

(1) 行政と民間との役割分担の見直し

ア	施設整備等において、民間活力を利用した低コスト手法の導入を図る。						
		17	18	19	20	21	計
	施設整備等における民間 ・施設整備や管理運営に民間の技術能力を積極的に活用活力を利用した低コスト し、トータルコストの削減を図る。 手法の導入	実施					

1	地域に密着した公共旅	記 設の地域管理を推進する。						
			17	18	19	20	21	計
1	公民館の地域運営管理	・指定管理者制度の導入により、地域により密着した運営を可能とする。(平成20年度) ・前段として、事業内容を地域要望主体に変換していく。 また、主事は順次地域から採用し、将来移行しやすくする。(平成19年度)(削減額は人件費の中でカウン			実施			
2	公共施設アドプト ³ 制 度(道路・公園)の導入	・地域にあまり無理はかけない範囲で話し合いにより、 順次導入する。(削減額は委託費削減に含む)		実施				

(2) 市催行事の見直し

地均	或 の活性化に寄与するイ	イベントの整理を行ない、地域住民と一体となった通	営を	図る。				
			17	18	19	20	21	計
1	イベントの整理・統廃合 と継続・補助条件整備	・市主催イベントは、事業計画の段階で参加人数、費用、 準備期間、経済効果などの数値により判断する。 ・補助のイベントは、団体運営補助の審査の場で検討す	検討	実施				
2	市民の協力度合を判断の 第一条件とすること	・地元主催のイベントを出来る範囲で後援する形とし、 地元に意欲のないイベントは市主催で実施しない。		実施				
3	効果や評価について広く 市民の意見を求めること	・イベント終了後速やかに、主催者としての反省とは別 に、市民の意見集約を行い、継続について結論を出	実施					
4	消防関係行事の団自主運 営	・伝統的な行事でもあり、今すぐの見直しは難しいが、 今後は自主企画で行うよう協議する。	協議					
5	成人式の見直し	・式典の内容や、自主運営についてもアンケートを行ない、若者の意見を集約する。(平成17年度) ・青年団との連携開催も検討する。(平成18年度) ・青年の出会いの場、交流の場として活用する。(平成18年度)	意見集約	検討				
6	市制記念日の行事内容見 直し	・一般市民が参加、祝福できるような行事を検討する。	検討	実施				

(3) 組織機構改革

ア	適正な組織改編と人員 整備するため、組織の級	■配置を積極的かつ計画的に進め、責任を持って機動 統合・再編を進める。	的に	対応	できる	体制	を	
			17	18	19	20	21	計
1	少子化への対応 (学校・ 保育所の統合)	・児童生徒の人格形成や教育上、多人数との関係がもてる環境が重要である。このため、通所・通学において多少不便になるかも知れないが、早期に実施する。 ・交通機関は極力、路線バスを利用する。		21	21	55	60	157
		・ 鵜島保育所を休所する。・ 本保育所を休所する。・ 日置保育所を休所する。		実施				
		・飯塚保育所を休所する。 ・小泊保育所を休所する。		検討				
		・蛸島小学校、正院小学校を統合する。					実施	
		・宝立中学校、緑丘中学校、三崎中学校、大谷中学校を 統合する。				実施		
2	行政委員会の見直し	・農業委員会については、委員数の削減を検討する。				検討		
3	課室の再編・削減	・定員適正化計画に合わせ、平成18年度から順次統廃合を進める。		実施				
		・市民課、長寿社会室、福祉課を再編する。・環境課、上下水道課を統合する。・社会教育課、文化財課、体育室を統合する。(農林水産課+農業委員会事務局)(総務課+選挙管理委員会事務局)(議会事務局+監査委員事務局)		実施				
		・税務課、会計課を統合する。 ・社会教育課(仮称)とジャンボリー推進室を統合す			実施			
		・財政課、企画振興課、商工観光課、農林水産課、建設課、会計税務課(仮称)を3つの課に再編する。 ・学校教育課と社会教育課(仮称)を統合する。 ・総務課と監理課を統合する。				実施		
4	地域防災計画と組織の一 本化	・災害時の組織体制の混乱を防ぐため、防災計画に一元 化する。		実施				
5	消防署の再編	・本署、分遣所一体とした職員配置ローテーションを組み、職員数を削減する。		実施				
	定員適正化計画の策定	・課室の再編を勘案し、計画を作成する。	策定					
7	派遣職員の廃止	・派遣職員は長期的には市にとってメリットはあるが、 当面は休止する。		休止				
8	予算の枠配分方式導入	・枠配分方式予算を導入する。(平成18年度) ・配分方式、査定方法などは17年度中に決定する。	決定	実施				
9	グループ制の導入	・現在のグループ制度を本来の目的に添って機能させる。 ・事業施行の起案者は主務者名とし、責任の所在を明確	徹底	実施				

イ ;	イ 市民サービスの向上を図るとともに、的確かつスピーディーな意思決定を行うための体制づくりを 進める。									
			17	18	19	20	21	計		
1	ワンストップサービスの 充実	・受付と証明書の発行は、1階で対応する。(平成18年度) ・期間限定で忙しいときは1階で臨時的に執務する。 (平成18年度) ・ただしどうしても出来ない部分は、担当者が即1階窓口に出向き対応する。(平成18年度)		実施						
		・自動交付機については、人件費削減と比較し平成21 年度に検討する。					検討			
2	専決区分を見直し、庁内 での権限移譲により決裁 のスピードアップ		実施							
3	税口座振替の普及促進	・口座振替を促進させる。 (平成18年度から実施) ・目標利用者3,800人(平成21年度)		実施						

(4) マネジメントシステムの改革

目的志向と成果重視への行政システムの転換

			17	18	19	20	21	計
1	行革のフォローアップ ⁶ 体制の導入	・総務、企画、財政部門からグループを結成し、予算編成や決算などの評価・検証がしやすい時期に集まり行 革の作業をする。		実施				
2	事業計画ヒアリングの充 実	・全ての事業について、企画・財政部門のヒアリングに基づき精査を行う。 ・事業効果については、ヒアリングが年度途中であるため、見込みとなる場合もあるが、実際の予算執行においては年度末における事業効果等を勘案し当初予算計上されていても、縮小及び廃止する。(フォローアップ ⁶ グループに反映させる)		実施				
3	行政評価システムの導入	・総合計画策定にあわせて、評価システムを導入する。 (平成19年度) ・複数の分野にまたがる施策の評価については、関係部 署(企画調整会議等)で協議のうえ評価する。(平成 19年度) ・企画振興課(統合しても)で継続して評価システムの 運用を行う。(平成18年度以降)		導入				

地方分権型社会に対応できる人材育成

ア	ア 職員の能力や仕事の成果をより的確に反映できる人事評価制度への見直しを行う。						
		17	18	19	20	21	計
1	新人事評価システムの構 築と勤務評定の給与への 反映 ・職員のやる気を促すため、給与や手当への反映を検診 する。(平成19年度)		実施				
2	職員の異動公募、希望降 ・課長級昇任試験を導入する。(平成18年度対象者から格、課長昇任試験制度の・希望降格については、制度化する。(平成17年度) 導入	導入					

1	新たな人材育成基本方針を策定し、政策形成能力・経営能力等の向上や職員の改革改善への意識改 革を図る。							
			17	18	19	20	21	計
1	事業計画におけるコスト 意識改革の徹底	・事業の採択時はもちろん、次年度以降の事業の継続、 陳情要望の採択においても、事業コストをひとつの判 断材料とする。		実施				
2	異なる部門への定期異動 の実施と事業計画の作成		作成	実施				
3	庁内研修の見直し	・政策課題研修などは市内で、本市の政策について研修する。(平成17年度) ・成果は実際の政策に反映させる。研修により、職員の 意識を変えていく。(平成18年度)	実施					

ゥ	任期付職員の採用などにより、民間の人材の有効活用を進める。						
		17	18	19	20	21	計
1	専門ポストへの人材公募・有用な人材を有効に活用する。	検討	実施				
2	レセプト ⁸ 点検事務の 充実による医療費の適正 化(ひとつの例として) ・専門分野には専門家を採用し、それにより事務の効率 化と瑕疵、過誤の抑制を図る。		実施				

(5) 電子自治体の推進

ア	申請・届出等の手続の	の電子化を推進し、事務の効率化と申請者の利便性の のである。	向上	を図る	5.			
			17	18	19	20	21	計
1	施設予約システムの導入	・市民が電話で予約し、職員が現行の設備予約に記入す る対応を増やす。	実施					·
2	申請書の簡素化、添付書 類の簡略化、押印省略	・平成17年度以降、更に進める。 ・必要ない項目は申請用紙から外しておく。	実施					
3	ホームページからの申請 書等のダウンロード	・探しやすい形に変えてホームページからダウンロードが可能なようにする。・簡単な申請はメールも可能とする。・これらは各課で使いやすいように対応する。	実施					
4	電子会議室の活用	・現在開設している行革の電子会議室を参考に、今後多 方面で活用する。	実施					
5	押印廃止による事務簡素 化、電子申請・電子決裁 の導入	・庁内文書などは、平成17年度以降、更に押印廃止を 進める。 ・電子申請決裁は時期尚早。	実施					
6	要望・陳情の処理、回答 状況の庁内 L A N管理	・相手への回答や、庁内の処理状況などを職員の共通情報として管理する。(総務課管理)(中には庁内LANに載せることが適当でないものがあるかも知れない。)		実施				

1	電子入札を導入し、入札事務の効率化及び入札の公平性・透明性の向上を図る。							
			17	18	19	20	21	計
1	電子入札の実施	・国、県の指導により電子入札を導入しなければならないが、導入に伴い減員(1名減)となる体制を作る。			実施			

(6) 市出資法人の改革

法人	人の自主性・自立性を高	ぶめていくために、市の役割を見直す。						
			17	18	19	20	21	計
1	統廃合や整理も視野に入れた抜本的な見直し	・清掃公和社は完全民営化する。(平成19年度) ・鉢ケ崎リゾート、鉢ケ崎ホテルは統合する。(平成19年度) ・スポーツ振興事業団は指定管理者制度の導入により形態を変更する。(平成18年度) ・木ノ浦健民休暇村協会は存続について検討する。(平成18年度) ・見付海岸自然公園協会は自立する。(平成18年度)	検討	実施				
2	行政評価の視点から内容、経営状況、公的支援 の必要性について検証	・団体の形態変更と共に、経営内容の改善を図り、本来の業務により自立する。(平成18年度) ・赤字補填的な公的支援は行わない。(平成19年度)		改善	実施			
3	監査機能の充実	・財政援助団体等に対する監査を充実する。 ・全ての団体に対し監査委員による監査を年1回実施する。	実施					
4	役職員等への就任自粛	・三役の市出資法人への役員就任を自粛する。(平成17年度) ・市職員の市出資法人への再就職を自粛する。(平成18年度)	自粛					
5	役員数、給与の見直し と、組織機構のスリム化 の積極的な実施	・事業規模にあった人員配置とし、給与や退職手当についても類似団体や民間企業の調査を行ない、自主的に委託費でまかなえる程度の組織とする。それ以上のものについては、補助金を廃止する。		実施				

(7) 関連団体の見直し

自治体規模、人口規模に応	5じた関連組織の再編を行う。						
		17	18	19	20	21	計
1 消防団、交通推進隊の統 合及び定数の見直し	・消防団の所管を明確にする。(平成18年度) ・消防団の統合を推進する。消防車の総数については検 討する。団員数についても、実状に合ったように順次 定数を見直す。(平成21年度まで) ・交通推進隊は平成19年度の改選時に計画通り削減する。(75 65)(削減額は報酬削減に含む)		実施				

3 中長期的な税収の確保

厳誘	しい財政状況のもと、彷 数などにより民間投資を	・ ・ ・呼び起こし、雇用を創出する施策へと転換を <mark>図る</mark> 。	後は、	、産業	業の育	成支	援、	企業
			17	18	19	20	21	計
1	新産業創設支援	・事業の絞り込みを行い、有望性のあるものを重点的に 支援する。また、事業計画を立案し意欲を持って取り 組んでいる事業者を支援する方向で進める。 ・商品開発やマーケティングに専門家のアドバイスを取 り入れ、実践的な取り組みを行う。 ・支援による経済効果を客観的に評価し、制度の改廃を 検討する。		実施				
2	市内企業育成方策の確立	・財政支援については見直しを行う。 ・支援事業の経済効果の評価を行う。 ・行政としてソフト面の支援により力を傾注する。		実施				
3	観光交流事業の推進	・今までの体験交流モデル事業における実績に基づき、 平成18年度中に核となるNPO法人の自立を達成させる。		実施				
4	企業・施設誘致の推進	・企画振興課+商工観光課内に企業誘致の専門部署を設ける。珠洲市でしかできないような事業を探し出す。それに関連する企業に積極的に働きかける。(平成17年度) ・専門的な人材を任期付職員として採用する。(平成18年度)	実施					
5	地域振興事業の展開・振興事業の拡大	・リーディングプロジェクト ⁹ (LP)はもとより、 従来事業においても、その必要性と効果を精査することにより、継続する場合は地域振興基金を投入する。 これにより、苦しい財政事情においても地域振興に資 する事業実施が可能となる。		180	180	180	185	725

年 度 毎 計	57 550	546 561	581 2,301

【用語解説】

用語	意味
1 ライフサイクルコスト	企画・設計から、解体・撤去されるまでの総費用。
2 ランニングコスト	設備や装置などを維持していくための経費。消耗品費や維持費など。
3 アドプト	「養子にする」という意味。アドプト・プログラムは、道路や公園について、 地元が自主的に清掃や緑化等のボランティア活動を実施する場合に市が支援 し、地域に愛されるきれいな道路・公園づくりや地域の環境美化に取り組む。
4 パブリックコメント	広く一般市民に対して、媒体を通じて、政策の在り方、政策案に対する意見を 受け付ける機会を確保し、受け付けた意見を考慮して政策案の修正等を含め政 策の検討を行う。
5 パブリックインボルブメント	政策決定や公共事業の計画策定において、市民が意見を表明できる場を設け、 その意見を計画に反映させて行く。
6 フォローアップ	実施状況などを追跡調査し必要に応じて見直すこと。
⁷ ジョブローテーション	職員が仕事に対する幅広い視野と意欲を育むことを目的として様々な職種、部 署を経験する制度。
8 レセプト	医療機関が公的機関に出す診療報酬の請求明細書。
9 リーディングプロジェクト	重要な地域政策課題に係る地方公共団体の先導的な地域づくりに対する取り組みを積極的に支援し、地域社会の発展に資する。